

■ 事例 2 麦の穂乳幼児ホームかがやき(乳児院)

小規模グループケアを1グループ実施している事例。

1 施設の基本状況

- (1)施設名 麦の穂乳幼児ホームかがやき
- (2)設置主体 社会福祉法人カトリック名古屋教区報恩会
- (3)認可定員 15名
- (4)併設施設 児童養護施設 児童家庭支援センター
- (5)住所 岐阜県中津川市千旦林 1468 番地の 52

【施設の現状と経緯】

- ・平成 13 年度の開設当初 15 名定員の本体施設のみ
- ・平成 17 年 6 月 本体施設プラス小規模グループケア 1 か所(敷地内の別棟を使用)
- ・平成 18 年 1 月 本体施設内も日中は全て小規模グループケアを実施(5 グループ)
- ・平成 22 年 4 月 2 か所目の小規模グループケアの認可を申請したが、夜間帯もグループケアを実施していなければ許可できないと返答される。
- ・平成 25 年 4 月 2 か所目の小規模グループケアを申請予定。

【配置図】

- ・認可された小規模グループケアは本体施設の 2 階スペースで実施。
- ・平成 25 年 4 月を目途に 2 ヶ所目の小規模グループケアを申請する予定の建物は、本体施設から 100 メートルほど離れた場所に職員寮があり、その中の世帯用の部屋をリフォームして小規模グループケアに使用している。

【施設の状況】

	児童定員	児童現員			職員数	部屋数	所有区分 (所有/賃貸)
		性別	年齢				
本体施設内 小規模グループケア (国の措置費対象)	4名	男1名 女3名	2歳 2名 3歳 1名 4歳以上 1名	常勤3名	3部屋	所有	
計	4名	男1名 女3名	2歳 2名 3歳 1名 4歳以上 1名	常勤3名	3部屋	—	

2 小規模化等を行った経緯

(1) これまでの取り組みの経緯

- ・平成 17 年 4 月に岐阜県へ「乳児院の小規模グループケア申請書」を提出する。
岐阜県健康福祉部子ども家庭課が視察に来園、従来の職員寮の世帯用スペースのままでは乳幼児の生活スペースとしては改善が必要と助言され、脱衣場、浴槽、ベランダ等のリフォーム工事を実施し、平成 17 年 6 月より認可される。(リフォーム等の費用は全て法人からの持ち出しとなる。)
- ・18 年 1 月、小規模グループケアの取り組みを開始して半年が過ぎ、振り返りの中で少人数の養育単位での生活が子どもにとって落ち着きと成長を促すといった実感があり、本体施設の子ども達も、日中少人数(3~4人)で保育を展開する方向へ意見交換を経て取り組み開始。
- ・平成 22 年 4 月に岐阜県へ 2 か所目の小規模グループケア申請書を提出したところ、それまでは夜間帯は本体施設と合同で就寝している状況を認められていたが、日中だけの小規模グループケアでは認可できないとの判断で不認可となる。
- ・それに加えリフォーム工事を実施した小規模グループケアの拠点では、夜間帯に職員と一緒に就寝していないとの理由で不認可となる。⇒平成 17 年度に認可された拠点から本体施設の 2 階へ小規模グループケアの拠点を変更し、夜間帯の職員連携を円滑にするように指示をいただく。
- ・小規模グループケアを夜間帯も全て実施しようとすると、現状では職員の夜勤回数や宿直回数が増加してしまい、結果的に職員のバーンアウトに至ってしまうリスクが高い。実際に小規模担当職員に連続して宿直の勤務シミュレーションをたてて試行してみたところ、「短期間なら頑張れるが何年も継続して行うのは困難では」「自分の力量では不安である」といった意見が強く、夜間帯の不安感の強さを再認識させられた。

(2) 整備の手順

- ・平成 17 年に小規模グループケアを 1 か所開始するために、職員寮の世帯用の空き部屋を使用できるように法人内で調整。
- ・小規模グループケアを実施するにあたっての施設整備費の公的補助が認められなかったため、法人の理事会において乳幼児が生活できるように施設内を整備するための予算を計上し承認される。
- ・小規模グループケア準備委員会を立ち上げ具体的な勤務形態の計画を立て、実施するにあたっての打合せを 2 か月にわたって話し合い、継続的に実施できる職員体制を検討。
- ・小規模グループケアを開始する前は、夜間帯も小規模グループケアの拠点において就寝を共に行う計画を立てたが、当時は管理宿直職員も認められておらず夜勤回数が膨大になってしまうため、日中のデイケアを小規模化する方向で再検討する。
- ・職員寮の 1 階スペースを使用するため、2 階で生活している職員(乳児院職員と児童養護施設職員)の理解と協力が必要なため、法人全体で小規模グループケアを実施する意味と方向性の確認を丁寧に行う。

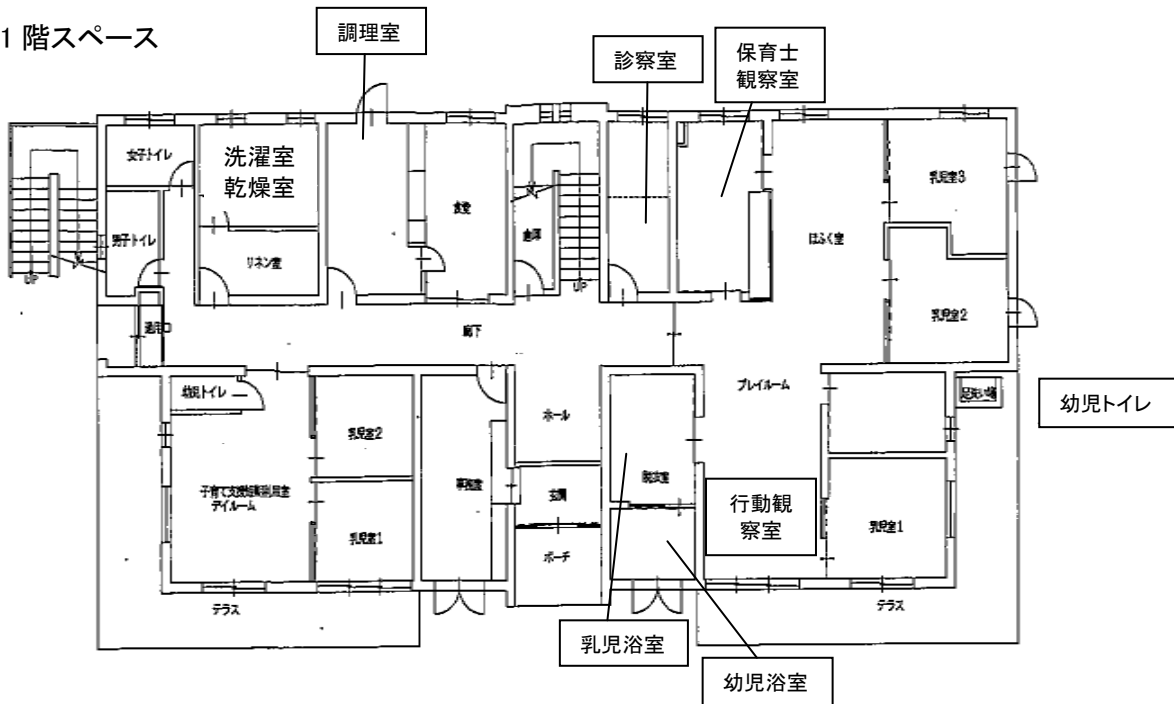
(3) その他特記事項

- ・小規模グループケアを実施する中で施設整備・勤務体制の変化の必要性が出てきた時に、その都度現場で動く職員と施設長や主任的立場の職員との話し合いを丁寧に実施し、情報の共有、納得と了解を大事にしながら進めていくことが重要であると痛感した。
- ・「より快適な生活環境を整えよう。」といった職員意識の変化が見られ、住環境を職員自身が『自分の問題として』とらえてくれたことが大きなメリットである。

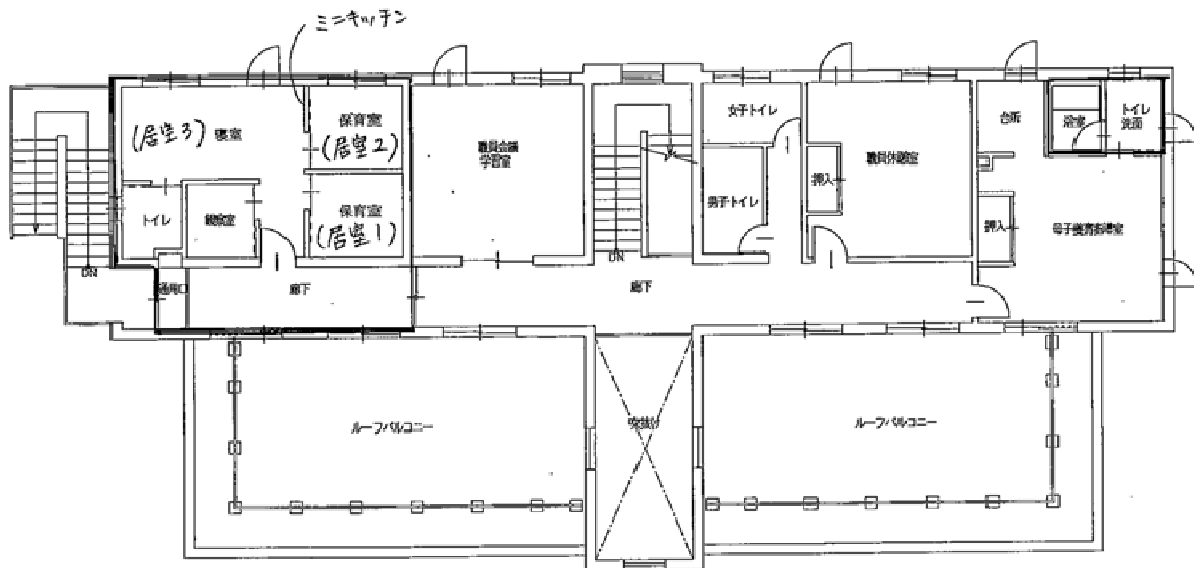
3 本園の建物配置、間取り、整備時に配慮したこと

(1) 平面図

1階スペース



2階スペース



〔工夫した点〕

- ・部屋数を多くし、なるべく養育単位を小規模化した取り組みができるように配慮した。
- ・各部屋の照明を明るくし、麦の穂乳幼児ホームかがやきの名称のように明るい雰囲気大切に

(2)グループの状況

(単位:名)

グループ名	児童定員	児童現員			職員数	職員配置		部屋数
		性別	年齢			昼	夜(宿直)	
本体施設内 小規模グループケア	4	男 1 女 3	2歳 2 3歳 1 4歳以上 1	常勤 3	3	0	3	
計	4	男 1 女 3	2歳 2 3歳 1 4歳以上 1	常勤 3	3	0	3	

注：夜は本体施設にて生活しているため宿直は置いていない。

(3)各施設面積

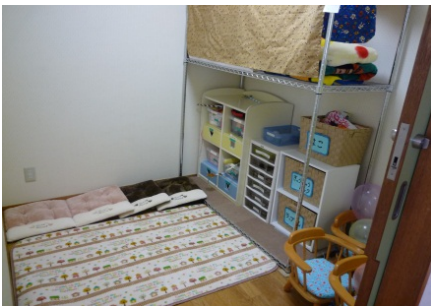
(単位:m²)

グループ名	グループ面積計	1居室平均面積
本体施設内小規模グループケア	32.2	約 8.47

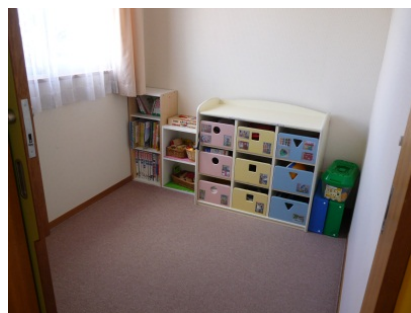
注：「グループ面積計」は、居室、ミニキッチン、トイレ、洗面所、観察室の合計の面積値を示している。

(4)グループの写真

【居室 1】



【居室 2】



【居室 2】



【ミニキッチン】



【トイレ・洗面所】



【観察室】



【浴室】



【廊下・2F 通用口】



(5)間取りの工夫

- ・部屋が2階にあるため、本体施設の玄関からも出入りができ、尚且つ非常階段からも出入りができるようにしている。(緊急時の避難経路確保のため)
- ・外に面する窓の高さは床から105cm以上の高さになっており子どもが乗り越えられないような間取りとなっているが、居室は子どもでも移動できるイスなどあるためそれを使って窓によじ登り転落することがないように窓格子を設置した。保育室の窓格子が無い部屋は子どもが登れるイスや遊具を置かないことで統一。
- ・緊急時に本体施設の事務所とグループケアの部屋との内線のやり取りができるように電話を設置している。

(6)設備の工夫

- ・子ども達が自分で自由に玩具・保育材料等を出し入れできる収納棚と、保育者が保管・管理すべき物品の出し入れができる棚を両方設け、子どもの自主性を伸ばす取り組みと安全面での配慮の両方を意識した設備にしている。
- ・居室は床暖房にしており、廊下はカーペットを敷いて寒暖の差を少なくするように配慮している。
- ・2階出入り口からの非常階段に屋根を設置し、雨天、降雪時などに子どもが安全に昇降できるようにした。
- ・2階出入り口の非常階段や館内の階段に、子どもが安全に昇降できるよう、子ども用の手すりを設置した。

(7)その他特記事項

- ・障害を抱えている子どもや眼科受診、耳鼻科受診が多い子どもがいるため、日中のグループケアには確実に2名の職員配置が必要である。
- ・夜間においても、子どもの健康状態の観察および緊急時の対応のためには1人の夜勤者での対応ではリスクが高いため、1階の本体施設との連携が密にとれるように、夜間は合同の職員体制にしている。
- ・施設長、基幹的職員、保育士、看護師の複数名が施設の敷地内の職員寮で生活しており、てんかん発作、熱性けいれん、新生児の突発的な発熱等の緊急時には、すぐに対応できる体制を継続している。
- ・嘱託医も施設から車で5分程度の近距離におられるため、緊急時の携帯電話での対応をお願いしている。
- ・浴室は同じフロアにある別室の浴室を活用している。

4 各グループの構成を決める上で配慮していること

(1)各グループの年齢構成や性別

- ・4歳女児、3歳男児、2歳女児、2歳女児の4名のグループであるが、両親の面会が少なく発達に課題のある子どもが含まれているため、病院受診やリハビリ受診の機会が多い。それだけ個別の関わりが必要な子どもを意図的に選んでいる。うち4歳の女児はB1の療育手帳を取得しており、咀嚼が上手くできない事に加え、発語のない状況である。
- ・子どもの好奇心を満たし、家庭的でダイナミックな活動(買い物、外出、地域行事への参加、幼稚園の子育て広場等)を展開できるよう、興味関心が近い年齢発達の子どもの同じグループにしている。

(2)各グループの職員体制

- ・4名の子どもの担当者を配置し中心で関わっているが、夜間帯は本体施設の子ども達と一緒にするため日中保育に入る職員を固定化せず、意図的に他の保育者も関われる体制を作っている。
- ・複数の職員が関わるため、「情報の共有化」を非常に重要なポイントと位置づけている。またねらいを持った毎日の保育計画を立案し、基幹的職員や主任職員、施設長に報告するようにしている。
- ・リハビリ受診等で受けた助言内容や成長に応じた配慮事項なども、個人のファイルに保存し、全職員が閲覧し共有するなど、日々の保育内容に組み込めるように配慮している。

(3)各グループの構成の特徴

- ・性別は女児3名と男児1名であるが、男児は幼稚園就園をさせているため、女児3名よりも様々な刺激を受ける中で育っていると感じている。
- ・女児3名については発達の速度がそれぞれ異なるため、リハビリ受診、病院受診等々に柔軟に対応するための応援職員として、事務員、看護師、個別対応職員、施設長がフォローをしている。

(4)その他特記事項

- ・日中のグループケアを丁寧に行うと、子ども相互のつながりが非常に強くなる。そのため、親の面会時はグループケアの部屋とは別の部屋を面会場所として設定する等の配慮が必要となっている。
- ・病院受診やリハビリ等で個別対応が必要な場合も、グループメンバーに丁寧に説明する必要があり、子ども一人一人の心情に配慮した取り組みは重要であることに気づかされている。
- ・食事については、本体施設の調理場で調理したものをグループケアの場所に調理職員や栄養士が運ぶ形をとっているため、子ども一人一人の体調、食事の形状、配慮事項等を細かく報告しており、情報の共有化が重要であると痛感している。
- ・グループケアを重視すればするほど、職員間の連絡や、職員相互の認め合いや支え合いの重要性を再確認している。

5 職員の勤務体制等を組む上での基本的考え方・配慮していること

(1) 勤務体制

昼間 2 人：夜勤(本体施設と合同のため)0.5 人 計 2.5 人体制

- ・固定的に入る職員数は以上であるが、リハビリ受診、病院受診等が毎週入るため、その都度応援職員の配置を考えなければならない。

(2) 職員への配慮など運用上の工夫

- ・新任職員がグループケアに入る場合は、応援職員を予め配置する必要がある。子どもたち一人一人との関係構築をはじめ、特性や留意事項を頭に入れる必要性が強くある。
- ・個別のグループケアを重視すると子ども一人一人の好みや要求も高くなるため、職員と子どもの関係性をその都度確認していく必要がある。
- ・職員の休日前と休日後の情報共有化がとても重要であるため、子ども一人ひとりの健康面の把握に加え、職員自身が情報を伝達する力量を向上させる意欲が必要である。
出勤時に連絡帳の確認を義務化し確認サインをすることで伝達漏れの無いようにすると同時に、グループケア中の子どもの突然の発熱や怪我については、確実に本体施設の事務所へ連絡を入れ、基幹的職員、看護師、事務員、施設長などが確認に行く体制をとっている。

(3) その他特記事項

- ・現在小規模グループケアが認可されている 1 グループだけではなく、本体施設も全てグループケアを実施しているため、毎月のケース会議の時間を重要視している。特に、ケースカンファレンスを丁寧
に実施したいため、施設長、基幹的職員、養育主任、家庭支援専門相談員、法人内の児童家庭支援センター相談員、心理担当職員にも同席してもらい実施している。
- ・毎月のリーダー会議や主任者会議では職員育成をテーマに課題や良い点を振り返り、グループの職員に還元していく取り組みを行っている。
- ・毎月のグループ会議で子どもとの関わりを振り返るための読み合わせと意見交換の時間を設け、自己の振り返りや権利擁護についての意識を深める取り組みを行っている。
- ・15 名定員の小さな乳児院であるため、乳児院単独で心理担当職員を雇用しにくい点が大きな課題である。

6 運用上の工夫

(1) 食事の提供方法

- ・朝食と夕食は本体施設の食堂で、昼食は小規模グループケアの食堂で食べている。調理は全て本体施設の厨房で行い、炊事職員が小規模グループケアの拠点まで食事を運んでもらうようにしている。

(2) 医療体制の確保

- ・朝の夜勤明けからの申し送りを全て記録に留め、子ども一人一人の体調・配慮事項・内服薬などを確認してからグループケアに移動する形を徹底している。
- ・朝の時点で発熱が見られたり、受診の可能性が考えられる場合は、その都度FAXで嘱託医へ情報提供を行い、指示を仰ぐ形をとっている。
- ・受診やリハビリ受診が予定されている場合は、看護師、事務員、基幹的職員、個別対応職員、施設長と連携をとり、受診対応の調整を行い、グループの変更・合同も柔軟に行える体制をとっている。

(3) 権利擁護

- ・夜間は本体施設と共同して対応するため、朝と夕方の申し送りを丁寧に行うことが、権利擁護の視点においても良い環境となっている。小規模グループケアの担当者が終日孤立した勤務体制になることは無いため、子どもの体調について、突発的なけが等について随時連絡する体制をとっている。
- ・緊急時には本体施設に連絡が取れるように、小規模グループ専用の携帯電話を準備し使用している。

(4) 職員間の連携・孤立防止

- ・本園では終日職員が一人で子どもたちを保育看護する体制ではないため、職員の孤立化は防止できていると感じている。
- ・対応する職員の経験年数によってはグループケアを負担に感じている様子も伺われるため、新任職員において就職してから半年間は、指導的立場の職員と合同でグループケアを実施する体制をとっている。
- ・権利擁護のため、小規模グループケアの毎日の保育計画の確認を本体施設の事務所において基幹的職員と施設長で実施するとともに、夕方の申し送りで状況報告を行い、日々の動きについて確認、連携できる体制をとっている。
- ・グループごとに連絡ノートを作り、細かく情報を共有できるようにしている。

(5) その他特記事項

- ・認可を受けている小規模グループケアのグループだけではなく、本体施設の子どもたちも全て少人数の養育体制で取り組んでいることもあって、小規模グループケアが特別な取り組みではなくなっている。
- ・そのため、平成 17 年度小規模グループケア開始当初と現在と比べると、職員相互の情報の共有化に対する意識が格段に良い方向に変化してきている。
- ・グループケアを推進するほど子どもの体調の変化や受診、保護者の面会等で毎日のように勤務を調整する必要があり、勤務表通りの勤務体制だけではなく柔軟な対応が必要。そのため日々の状況確認が必要になってきており、施設長はじめ職員全体の乳児院での業務に対する意識改革が重要なポイントであると思われる。
- ・小規模グループケアの認可を受けている居室をはじめ、子どもが使用する拠点ごとの地震・緊急時のマニュアルを作成している。

7 小規模化等による変化の状況

(1) 児童の変化

- ・個々への応答的なやり取りができる環境になるため、語彙数が飛躍的に増加した。
- ・職員がいつも見えていて息遣いを感じられる場所におり、昼寝等が落ち着いて眠れるようになってきた。
- ・子ども同士の仲間意識が強くなり、グループ内の子ども同士、刺激を与え合いながらのやり取りがとて多くなった。子ども同士、大人と子ども間のモデリングによる成長が著しくなった。
- ・自分自身の持ち物・居場所に対する意識が強くなった。
- ・子ども相互の関係が強くなった分、家庭引取りや措置変更やの際に、施設に残る子どもが精神的につらくなる様子が伺われるようになった。(不安がる、食欲が落ちる等。)
- ・親の面会時等に、面会以外の子どもの反応が強くなってきている。(グループ内の仲間意識が強くなり面会に来た親が誰の親で、自分自身の親の面会がいつあるのかを気にするようになってきた。)
- ・生活の流れが理解しやすく、見通しが持ちやすいため生活全般が落ち着いた。

(2) 職員の変化

- ・子どもとの関係が密になり、仕事のやりがい向上する。
- ・住環境についての意識が向上し、より心地よい空間づくりについて主体的な工夫ができるようになる。
- ・少人数の単位で動くことにより、時間通りの日課にしばられずに柔軟に対応できる幅が持てるため、日々の関わりに余裕を持つことができる。
- ・決まった時間に休憩時間が確保できず、子どもが昼寝中に小規模拠点で拘束された休憩をとる形となっているが、相互の了解のうえで成り立っている。(小規模拠点とは、グループケアを実施している部屋のことである。)
- ・子どもの体調不良・受診や面会・親対応などが入ることが日常的にあり、情報収集にかなりアンテナを張らないと全体把握が難しい。
- ・対応する職員の経験や力量、子どもとの関係性によって子どもの表現が変化するため、職員自身の振り返りになる反面、自信喪失等のリスクがある。

(3) 管理・運営面の変化

- ・小規模化を推進するほど職員の配置基準を増やさないと対応できないため、措置費の事務費に対する職員人件費の割合が非常に高くなる。
- ・職員の人材育成とケースカンファレンスを実施する機会を意図的に作る必要があり、子どもと関わる以外の勤務時間の確保が必要不可欠。現状では勤務時間外の取り組みが多くなってしまう。
- ・発達に課題のある子どもの対応が多くなり、応援職員の増員を余儀なくされる。しかし子どもとの信頼関係ができていない職員では対応が困難となるとともに、施設内の職員が職種に関係なく様々な情報を把握しておく必要があり、業務の幅が広がってしまう。そのため職員によっては、就職時の条件と実際の業務の内容にズレがあるのではないかと疑問に感じてしまう面もある。

(4)その他特記事項

- ・児童相談所や県の主管課からは小規模グループケアの現状は把握しにくい様子で、「何故職員数がそんなに多く必要なのか？」といった疑問の声が聞かれた。
- ・子ども一人一人の発達状況や障害の有無によって、グループケアの業務が非常に複雑で膨大になるという状況が伝わりにくく、行政への伝達事項が多くなってきている。
- ・現行の措置制度では、障がいを抱えた子どもに対する職員加算の制度が無いため、グループケアを丁寧を実施した結果、子どもの発達促進にはつながるものの、3歳を超えた子どもの増加による事務費の減額が施設運営や経営面において深刻な問題になってきている。

8 まとめ

- ・乳児院における小規模化は建物や住環境の小規模化ではなく、「養育単位の小規模化」である。つまり、子どもと職員との関わりが密に行われ、子ども自身が愛される喜びや大切にされる心地よさを十分に味わうことのできる養育環境を迫及することである。
- ・そのため、小規模化を推進していく上で子どもにとって良い養育環境であると同時に、そこで一緒に生活を共にする職員自身が安心し、安定した環境で働けることが重要である。ハード面を整えて、見栄えが良くなったとしても、ソフト面が十分検討されない中で推進が進むと、職員が疲れ果ててしまったり、孤立化した環境になって権利侵害のリスクが大きくなってしまい、小規模化への取り組みが養育環境の改善につながらない。
- ・平成 24 年 9 月『乳児院の将来ビジョン検討委員会報告書』のフロー図でも提示されているように、「適切な養育環境の永続的保障」という視点が非常に重要になってきている。制度や施策が急激に変化する中にあっても、私たち乳児院関係者は養育環境を永続的に保障するために現行の職員配置基準で継続可能なシステムを構築する必要がある。机上の小規模化を追い求めるのではなく、じっくりと継続して実施できる小規模化を各施設が職員と検討を重ねながら作り上げていく必要がある。
- ・現在、乳児院で働きたいと希望する職員の確保が困難な状況にある。働きたくなる職場環境を考え、職員相互が認め合い、支え合う雰囲気大切にしていきたいと痛感している。そのためには現在の養育の質がどのようなもので、どのような取り組みをすることが「質の向上」につながるのか、検討し続けなければならないと感じている。つまり、乳児院が組織的な取り組みを充実させることによって養育の質を向上させる実践を迫及する必要があると感じる。そしてその実践内容を、行政を含め、社会全体に理解してもらう取り組みも重要であろう。
- ・国際社会からの外圧や、家庭養護推進の流れに応じなければならないという、受け身で小規模化に取り組むのではなく、子どもの養育環境をより適切に、より永続的に保障するための、主体的な取り組みを迫及する姿勢を持ち続けたい。
- ・平成24年9月に発出された『児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進のために』の中で、乳児院の特性(病虚弱児、障害児の入所割合が増加し、緊急の病院受診や夜間帯の緊急対応が多くなっている現状等)を踏まえ、「昼間は小規模グループで生活し、夜間の就寝は施設全体で合同とする運営方法を行うことができる」と記載された。このことにより、今後の乳児院の養育単位の小規模化に向けた取り組みを丁寧と考えられると感じている。

